

農業資材審議会農薬分科会

農薬蜜蜂影響評価部会

(第 17 回)

議題 (1)

農林水産省 消費・安全局

農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会

(第 1 7 回)

令和 7 年 6 月 1 3 日 (金)

1 3 : 3 0 ~ 1 3 : 4 5

農林水産省消費・安全局第 1 会議室

(W E B 会議形式の併用開催)

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について

午後 1 時 3 0 分 開会

○農薬対策室長 定刻になりましたので、ただいまから農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第17回）を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の宇井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本年 4 月に農薬対策室長を拝命いたしまして、本日、部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。

本日の部会でございますけれども、会議室とウェブ会議形式の併用開催となっております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている先生方におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただければと思っております。また、発言の希望等がございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきまして順次お願いしたいと存じますが、急を要する場合など、必要があれば座長からの合図を待たずに御自身でミュートを外しただきまして、御発言いただいても構いません。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等もないとは限りませんので、その際には当該チャットボックスにより御連絡を頂けると幸いです。

続きまして、委員の出席でございます。

本日は委員 2 名、臨時委員 1 名、専門委員 2 名に御出席を頂いております。本部会は農業資材審議会令第 7 条第 1 項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されてございます。本日は 3 名全員の御出席を頂いておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会でございますけれども、先ほど申し上げましたように、第17回目の会合となります。

本日の議題のうち、議題（1）は農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項についてでございます。こちらは公開で開催させていただきます。傍聴の方々にもお越しいただいております。

議題（2）から（4）につきましては、新規申請された有効成分、再評価に係る有効成分に関するミツバチへの影響評価、その他について御検討いただきたいと思います。

なお、新規申請された一部の有効成分及び再評価に係る一部の有効成分に関する議事の際、農薬の環境中での動態等について御審議いただくことから、日本植物調節剤研究協会研究所の

與語技術顧問、農研機構農業環境研究部門研究推進部研究推進室の清家室長に専門参考人として御参加いただいております。

議題（２）以降の議事では個別の農薬につきまして、農薬のミツバチへの影響評価に関して御審議を頂きます。農薬のミツバチへの影響評価の検討には、申請者の知的財産でもあります各種の試験成績が必要でございまして、審議会の原則に従い公開にしますと、悪意ある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがございます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意ある第三者への漏洩を懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬のミツバチへの影響評価に関する審議の議事、資料につきましては非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には、送付した関連ファイルについては削除いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料につきましては、配付資料一覧に資料と参考資料を記載しております。こちらで御確認いただければ幸いです。

また、このほかに、農薬の土壌中における動態に関する情報等をまとめたものを机上配布資料として配付してございます。こちらも併せて御確認いただければと思います。

御確認いただきまして足りない資料等がございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局までお申出いただければ幸いです。

それでは、これからの議事進行につきましては山本部会長をお願いしたく存じます。

部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本部会長 本日は皆様、御多様のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日の議題につきましては、先ほど御説明にありましたとおり、議題（１）としまして、農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項についてを公開で御審議いただきます。議題（２）として、新規申請されたグルホシネート、スピロピジオン、ベンジルアミノプリン並びにL-グルタミン酸、L-フェニルアラニン、L-プロリン及びL-リシンのミツバチへの影響評価に関して議論いただく予定としております。議題（３）として、再評価の対象となる六つの有効成分、アラクロール、クロチアニジン、チアメトキサム、フィプロニル、プロピネブ及びベンゾビシクロンのミツバチへの影響評価に関して議論いただく予定としております。議題（４）として、

前回の部会で議論いただいた農薬のミツバチへの影響評価の結果に対してのパブリックコメントの結果について御審議いただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、個別剤について御審議いただく議題（２）から（４）は、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、議題（１）農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項についての審議に入ります。

この議事におきましては農薬の環境中の動態等について審議する必要があることから、與語専門参考人、清家専門参考人に御参加いただきます。

與語専門参考人、清家専門参考人、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○農薬審査官 事務局の平林です。

資料４に沿って御説明いたします。資料４を御覧ください。

農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項としまして、大きく２点、御審議をお願いいたします。

一つ目は、ミツバチの暴露量を推計する際に考慮する作物についてでございます。

ここに記載しておりますせり科葉菜類のうち、あしたば、キャラウェイの葉、きんさい、とうきの葉、はまぼうふうの葉、ぼたんぼうふうの葉、たであい、とうき、ふき（ふきのとう）につきまして「開花前に収穫する作物」と整理し、また、はぼたんを「開花させない作物」と整理したいと思います。

また、これらの作物につきましては、まとめて「ミツバチが暴露しないと想定される作物」に分類したいと考えております。

（２）でございますけれども、じゅんさいとぶどうを「暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物」に分類したいと考えております。

この「ミツバチが暴露しないと想定される作物」と「暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物」につきましては、現時点でも「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の通知で整理されておりますので、先ほど御提案した作物につきましても、今後、同通知に追加したいと考えております。

具体的には、資料４の別添１と別添２に追加後の案を記載しております。

二つ目に、再評価１巡目に提出された成虫単回接触毒性試験以外の試験の毒性値が確定値の

場合の取扱いについて御説明いたします。

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の通知では、成虫単回接触毒性試験のLD₅₀が11 µg/beeを超える場合は、その他の室内毒性試験の提出は要しないとしておりますが、既に欧米において提出されており、評価されている試験がある場合には提出いただくよう依頼すると本部会の取決め事項として定めております。

それらの試験が提出された場合の評価の進め方としまして、現時点においては提出された成虫の急性接触毒性以外の毒性値が確定されておらず、超値の場合はリスク評価をしないとしておりますが、値が確定している場合、すなわち確定値の取扱いは明確にされております。このため今般、毒性値が確定している場合の取扱いを明確にするため、現在の取決め事項に資料4の下に記載の下線部分「成虫単回接触毒性以外の毒性値が11 µg/bee以上の確定値又は、」と追記することとしたいと思います。

このことにより取扱いが具体的にどのように変わるかを、机上配布資料を基に御説明させていただきます。

「再評価1巡目に提出された成虫単回接触毒性試験以外の試験の結果によるリスク評価の要否の例」でございます。

現状は、上の二つのように成虫単回接触毒性試験以外の試験の結果が全て超値であれば、リスク評価を不要としておりますが、一番下に記載している例のように超値でない場合には、その取扱いは明確にされております。今回の追記により、机上配布資料2ページの一番下のような場合、11 µg/bee以上の値で確定値の場合は、再評価の1巡目はリスク評価不要と整理したいと考えております。

補足事項につきまして、事務局からの御説明は以上でございます。

御審議よろしく申し上げます。

○山本部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○平林農薬審査官 事務局から1点、追加で説明してもよろしいでしょうか。

○山本部会長 お願いします。

○平林農薬審査官 すみません、資料4の2枚目、別添1のところで一つ御説明が漏れておりました。

「ミツバチが暴露しないと想定される作物」として現状、既に整理されております作物の中で、1. 開花前に収穫する作物のうち7)のしょうが科にこれまで「みょうが」という記載が

ありましたけれども、農薬登録の際の作物を整理した通知には、「みょうが」という記載はなく、作物名としては「みょうが（茎葉）」と「みょうが（花穂）」と整理されておりますので、現状の「みょうが」とだけ書かれているものは削除しまして、通知に合わせまして「みょうが（茎葉）、みょうが（花穂）」という記載への修正も、先ほど提案した作物を通知に追加する際には併せて行いたいと思っております。

○山本部会長 事務局からみょうがについて追加の説明がございましたけれども、皆様から御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら私から１点確認ですけれども、資料４の１ページの一番下の行にある「成虫の急性接触毒性」という表現について、表現が正確かどうか確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○平林農薬審査官 この「成虫の急性接触毒性」という言葉も、今回、追加するところの成虫単回接触毒性と同じ試験を指しておりますので、こちらは記載を合わせるように修正いたします。

令和３年１２月２４日の農薬分科会に報告した際の資料にもおそらく「成虫の急性接触毒性」という記載が他にあると思いますので、そちらも併せて修正させていただきます。

御指摘ありがとうございました。

○山本部会長 そのほか皆様から御質問、御意見があればお願いします。

皆様から特に意見、質問等ないようですので、若干資料の修正点がございましたけれども、修正につきましては事務局で修正していただいて、部会長一任ということでよろしいでしょうか。また、農薬分科会への報告については御審議いただいた資料を基に作成いただいて、部会長に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○山本部会長 特に異議はないようですので、そのように取り計らいたいと思います。

ありがとうございます。

以上で議題（１）の審議は終了いたします。

傍聴者の皆様におかれましては、ここで御退場いただきますようお願いいたします。

（傍聴者退室）

午後１時４５分 終了